

令和4年7月25日

事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地の変更について

産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第21条の20第2項の規定に基づき、事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、公示する。

1. 株式会社三菱UFJ銀行が事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地

（1）変更事項

営業所又は 事務所の名称	変更前	変更後	変更年月日
千駄木支店	東京都文京区千駄木 3-35-12	東京都台東区上野 6-1-14	令和4年8月8日
銀座支店 銀座通支店	東京都中央区銀座 4-6-1	東京都中央区銀座 8-9-1	令和4年8月29日
日進支店	愛知県日進市栄 2-1506	愛知県名古屋市天白区平針 2-1909	令和4年8月29日

（2）変更の理由

店舗の移転のため